

1. 件名：福島第一原子力発電所における窒素ガス分離装置（B）の指示不良事象に係る
面談

2. 日時：令和2年7月30日（木）15時35分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

澁谷企画調査官、宇野課長補佐、高松専門職

長官官房 総務課 事故対処室 斉藤室長補佐

福島第一原子力規制事務所 木村（通）原子力運転検査官、木村（隆）原子力運転
検査官

東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）

福島第一廃炉推進カンパニー 福島第一原子力発電所 担当7名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社より、4月24日にLCO逸脱を判断し、5月1日に法令報告事象として報告を受けた窒素ガス分離装置（B）（以下、「当該装置」という。）の故障に関する原因と対策について、7月22日に提出のあった事故故障報告書に基づき説明を受けた。
 - 原因調査結果では、活性炭の補充を繰り返し行う必要があったとの記載があるが、推定原因には記載していない。しかしながら、本事象の原因の1つと認識はしていること。
 - 当該装置の窒素濃度は、ジルコニア方式で酸素濃度を測定することで、逆算的に窒素濃度を表示していること。
 - 当該装置の改造には、再設計や構外へ搬出が必要となることから、改造完了までに時間を要すること。
 - 水素濃度は、PCVガス管理システムで測定しており、測定値は酸素濃度の影響を受けるため、インリークがない1号機とインリークのある2、3号機では測定値が異なること。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
 - 当該装置の各機器の設置状況や位置関係をさらにわかりやすくするために写真や図面の追加を行うこと。
 - 本事象を踏まえた運転上の制限の逸脱の見直しを行い、実施計画の変更もあわせて行うこと。

6. 配布資料

なし